

# 令和3年地域部活動推進事業における成果報告書

埼玉県教育局県立学校部保健体育課

(再委託先 白岡市教育委員会)

教育委員会

## 1. 基礎情報

### (1) 自治体概要

人口	52,700 人
面積（可住地面積）	24.56 km <sup>2</sup>
人口密度	2,146 人/km <sup>2</sup>

### (2) 教育

学校数 中学校 4 校

白岡市立篠津中学校 白岡市立菁莪中学校

白岡市立南中学校 白岡市立白岡中学校

生徒数 1,254 人

白岡市立篠津中学校 445 人

白岡市立菁莪中学校 132 人

白岡市立南中学校 366 人

白岡市立白岡中学校 311 人

## 2. スポーツ環境

### (1) 概要

特徴的なスポーツ環境（盛んな競技、プロクラブの関わり等）

障がいの有無や年齢、性別、運動能力等を問わないアダプテッド・スポーツが盛んである。総合体育館がないため学校の施設開放を積極的に実施している。また、平成30年に西武ライオンズと連携協力に関する基本協定を締結している。

### (2) 指導者

公認スポーツ指導者数 統計情報なし

指導者の確保状況

教職員の兼職兼業、退職教職員、総合型地域スポーツクラブの指導者、各競技団体（連盟、協会）の指導者、保護者、大学生により指導者を確保している。

### (3) スポーツ施設

#### 種類別施設数

学校体育施設（体育館、校庭、テニスコート） 小・中学校10校  
B & G海洋センター（温水プール）  
勤労者体育センター（体育館、集会室等）  
市民テニスコート（テニスコート）  
白岡公園（野球場）  
ふれあいの森公園運動広場（多目的広場（野球場））  
白岡市総合運動公園（陸上競技場、サッカーコート、野球場、多目的広場、ソフトボール場、テニスコート、サブグラウンド、ジョギングコース）

#### 部活動による活用状況

部活動では、原則中学校の学校施設を活用している。一部の大会等においては、その他の市のスポーツ施設を使用することもある。

### (4) 地域スポーツクラブ

#### 総合型地域スポーツクラブ

篠津小総合クラブ

NPO 法人白岡 Sport-verein

NPO 法人 SHIRAOKA K's フットボールクラブ

白岡市体育協会（野球連盟、ソフトボール協会、バレーボール連盟、卓球連盟、サッカー協会、剣道連盟、ソフトテニス連盟、バドミントン連盟、スポーツ少年団、テニス協会、陸上競技協会、ゴルフ協会、グラウンド・ゴルフ連盟、ボウリング協会）

#### 民間スポーツクラブ

#### 部活動との連携状況

白岡市では、部活動の外部指導者として、部活動ボランティア指導員を各部活動に配置しており、令和3年度は各スポーツクラブや大学生等25名に協力をいただいている。また、総合型地域スポーツクラブでは、中学生向けのスポーツ教室等を年に数回開催しており、地域の方々の支えにより充実した部活動が展開されている。

## 3. 地域移行に向けて

### (1) 将来像

地域移行に係る計画の有無

現時点ではモデル事業として実施しており、教育振興基本計画等には盛り込んでいない。

令和3年度	地域部活動企画委員会の設置 市内4中学校、8つの運動部活動において地域部活動のモデル事業を実施
令和4年度	1年間をとおして地域部活動のモデル事業を実施 実施規模を拡大し、合同部活動についても検討
令和5年度～	すべての部活動で休日の部活動を地域部活動として実施（本格実施）

#### 目指す姿・ゴール

「生徒にとって望ましい持続可能な部活動」と「教職員の働き方改革」の実現

生徒

- ・ダンスやスケートボード等のニーズのある種目の充実
- ・いわゆる「ゆる部活」等の生徒の実態にともなう部活動の充実
- ・指導者の質や学校の規模等によらない持続可能な部活動の実現
- ・専門的な指導を希望する生徒への指導内容やサポート体制の充実
- ・経済的な理由等により指導を受けられない生徒を発生させないための制度の実現

教職員

- ・休日に部活動の指導を希望する教職員が指導できる体制の整備
- ・休日に部活動の指導を希望しない教職員がプレッシャーに感じることなく指導せずに済む体制の整備

#### (2) 直面している課題と今後の方向性

課題の種類

- ア 運動部活動の地域での受け皿
- イ 指導者の数・質の確保とそのマッチング
- ウ 地域部活動の適切な活動日数及び活動時間
- エ 教員の兼職兼業
- オ 施設・用具の管理
- カ 大会・コンクールの在り方
- キ 受益者負担額
- ク 保険の在り方

ケ 個人情報の共有と管理

コ スムーズな地域展開の手法

具体的内容と課題に対する工夫・ポイント

ア 運動部活動の地域での受け皿

今年度は企画委員会において各方面からの意見等を集約し、公募により運営母体となる団体を選定した。その結果、制度設計や学校、委託先団体等との調整に時間を要し、事業の開始時期が当初の計画より遅れることとなった。しかしながら、連携や調整は必要であり、特に保護者や地域の理解を得ることは必要不可欠である。

受け皿としては、PTA や CS の OB が主体となる管理運営団体を選定したが、学校や生徒・保護者との連携を重視した運営を行っており、教職員の負担軽減等の成果がでている。しかしながら、ボランティア意識が強く、契約を請け負う事業者としての意識や責任感がやや弱いことが課題として残る。

イ 指導者の数・質の確保とそのマッチング

指導者として、小・中学校の教職員による兼職兼業のほか、教員を目指す大学生の配置を行った。また、中学校長から推薦のあった部活動ボランティア指導員についても地域部活動の指導者として配置した。これらの指導者については、資格の有無を問うことなく配置したが、責任の問題や地域移行について保護者から理解を得るためにも今後は必要な条件となるだろう。

また、マッチングの問題も生じる。生徒、保護者の考え方は多種多様であり、必ずしもその競技における指導者資格を持っている人材がニーズに合うかどうかは分からない。選手の育成や技術向上、勝利等にこだわらない、いわゆる「ゆる部活」のような部活動に対応した人材も必要である。

本市では今年度、人材育成の観点から研修会の参加を義務づけたが、研修の質や費用負担の在り方については、検討を進める必要がある。また、地域部活動の指導者の評価を実施する適切な人材をどのように確保すべきか、どのような評価のシステムを構築すべきかについても整える必要がある。

ウ 地域部活動の適切な活動時間及び活動日数

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、適切な休養日等の設定を行うことが「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁、平成30年3月）に示されており、ガイドラインを順守した活動が必要であることは言うまでもない。

しかしながら、ガイドラインには「学期中は、週当たり2日以上、休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。))は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)」と示されており、教職員の働き方改革と同時に部活動の地域移行を進める際に、一部障害となる場合がある。

例えば、ある部活動の活動日数が「教員による中学校部活動が平日4日、地域の指導者による地域部活動が休日1日」となるよりも、「教員による中学校部活動が平日3日、地域の指導者による地域部活動休日2日」の方が、部活動を負担に感じている教員にとっての負担は減り、生徒にとっても十分な休養が可能となる。ただし、どちらにしても生徒の活動を強制するものではなく、選択肢を増やすという考え方である。競技志向ではない生徒や保護者の意向も十分に尊重して、柔軟に休養日や活動時間を設定できるガイドラインが必要となる。

#### エ 教員の兼職兼業

現状の中学校部活動において、部活動を負担に感じている教員の中には、部活動に参加しないことで参加している教員と比較されることを恐れており、仕方なく引き受ける教員も多い。しかしながら、兼職兼業により指導を希望する教員は約4割おり、今年度については兼職兼業を認めている。適切な人材の確保や地域移行について保護者から理解を得るといった観点からも教員の参加は必須である。

その一方で、教職員が兼職兼業の許可を得て地域で指導する際に、本来業務へ影響が生じることなく心身に過重な負担とならないようにすることが必要であることからガイドライン等を制定し、実施するべきであると考えている。埼玉県教職員組合等からは、部活動を学校教育から完全に切り離し、社会体育へ移行するべきであるとの指摘もあり、教職員の働き方を含め幅広い視点から検証を重ねる必要がある。

#### オ 施設・用具の管理

学校施設の優先的な使用について、学校施設や生涯学習の所管課と調整の上、施設の貸し出しや管理をしており、現時点で特に大きな問題は起きていない。しかし、学校の備品や学校部活動の用具等に関しては、地域部活動時に破損等が発生した場合に、修繕や新たな補充等の対応について調整が困難となることが懸念される。

また、今後、地域部活動が全面的に実施された場合や複数の学校による合同部活動が実施された場合には、場所の確保や施設の管理、責任の所在等において調整が必要になる可能性がでてくる。本市では、学校の施設開放は他の団体にも年齢や種目等を問わず積極的に実施しているところであり、不公平感等が生じないよう調整をする必要がでてくると思われる。

#### カ 大会・コンクールの在り方

中体連主催の大会等において、複数の学校による合同部活動によりチーム編成をした場合、編成の条件によっては参加資格がないことが問題となる。現状は、各大会の要項等に従うしかないが、大会の参加資格について柔軟に対応するべきであると考えている。特に少人数が理由ではない合同部活動と各校からの参加人数制限やチーム数制限は撤廃するべきであると考えている。全国的にみると、地区大会のみ参加を認めている場合もあり、調整ができないかあらゆる可能性を探りたい。

また、大会やコンクールの成績が高等学校等の調査書に示されることへの生徒や保護者の不安感も強い。こちらについても、市ではどうすることもできないが、課題となっていることは、各方面に周知する必要がある。

#### キ 受益者負担額

受益者負担の課題として、活動内容や時間、指導者の人数や資格等により部活動ごとに会費等の額が変わってしまうことに対する不公平感が生じてしまうことが挙げられる。活動内容は多種多様であり、不公平感がなく適正な額を示すこと自体が非常に困難である。

契約により、ある程度適正な額の受益者負担額を保障することも考えられるが、運営する組織団体の存続に影響するため現実的ではない。国や県、市がどこまで補助できるかによって受益者負担額は変化するため、不公平感を少なくするためには一定の割合で補助が必要になる。

また、経済的に困窮する家庭には市による就学援助や運営団体による減免措置を検討している。遅くとも、令和5年度の本市における全面実施までには協定や予算等の整備を終えたいと考えている。

#### ク 保険の在り方

新たな保険への加入とその保険の補償内容について、教職員と保護者の理解が不足している。保険料の請求手続きが運営団体となるため、そのための事務手数料が発生する。可能であれば、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度と同等の補償内容とするべきであると考えている。保険料については、多少増額となることもやむを得ないが、新たな保険加入を必要としない制度がふさわしいのではないかと考える。また、責任者となる運営団体にも保険が必要であり、どのような補償内容が求められるかを考える必要もある。

#### ケ 個人情報の共有と管理

活動に参加する生徒の連絡先や能力等のデータはもちろんのこと、食物アレルギー等の基礎疾患の情報や要保護・準要保護等の就学援助等に関する情報について

て、学校の保有する個人情報を共有し、管理運営団体が取得することが可能かどうかという問題が生じる。

取得できない場合に、管理運営団体が個人情報をどのように取得し、管理するかを整理しておかないと平日部活動と休日部活動の連携の障害となってしまう。

#### コ スムーズな地域展開の手法

例えば、準備が整った部活動から順次移行したり、学校を指定して地域部活動への段階的な移行をしたりした場合、移行した部と移行しなかった部の間で受益者負担等について不公平感が生じてしまう。地域部活動を仮に年間を通して、週一回の活動とした場合、謝金相当額を補助するとなると、数千万円規模の予算が必要となる。市の財政を考えると非常に厳しい状況である。少なくとも移行期間中は、行政の補助が必要となるため、地域展開の手段として、できる限り早い段階で、全面移行をすることが望ましいのではないかと考える。

また、スムーズな地域展開を図るためには先行的に実施している地域の成果や課題を共有することが重要であることから、本市でこれまでに築いてきたネットワークを活用し、フォーラム・シンポジウム等の開催を通して情報発信を行うことが必要であると考えます。

### (3) 必要な支援・要望

地域移行において有効だと考えられる支援・施策等の要望

- ア 地域部活動の定義の明確化
- イ 教職員の働き方に関する法律や条例等の整備
- ウ 段階的な地域移行のための補助金や助成金等の支援
- エ 中体連等における大会の参加規程等の見直し
- オ 高等学校等への進路に係る調査書の項目の見直し

具体的内容

#### ア 地域部活動の定義の明確化

地域部活動が何を指すものなのかの説明が難しい。法的な根拠もない状態で、保護者や地域に説明ができず混乱の原因の一つとなっている。部活動なのか、クラブチームなのか、どちらでもないのか、位置付けをはっきりさせる必要があるのではないかと感じる。

法律等において示すことが難しいのであれば、スポーツ庁でも文化庁でもなく文部科学省において、通知を出していただきたい。

#### イ 教職員の働き方等に関する法律や条例等の整備

現時点では、休日等に部活動指導に従事した場合、特殊勤務手当が支給される。この手当について、すぐに改正することは難しいと考えられるが、方向性を示した上で、計画的に廃止するなどの整備が必要であると考えられる。

#### ウ 段階的な地域移行のための補助金や助成金等の支援

実践研究の委託事業として、地域移行を部分的に実施することができたが、段階的な地域移行となると受益者負担等において実施した部活動と実施していない部活動との間で不公平感が生じることから、その差を埋めるためにも補助金や助成金等による支援が必要となる。

#### エ 中体連等における大会の参加規程等の見直し

学校の垣根を越えた合同部活動の実施や年代別・競技レベル別の部活動を推進していった場合、現行の学校対抗を主とした大会の参加規程では、様々な問題が生じることとなる。特に地区大会や地方大会では、柔軟な対応が求められる。

スポーツ庁等の主導により、大会の在り方そのものを実態に合った形に変更していただきたい。その際には、各中央競技団体との連携のもと、役員の派遣や地区大会や地方大会の在り方についても示す必要がある。

#### オ 高等学校等への進路に係る調査書の項目の見直し

生徒や保護者の中には、高等学校等への進路に係る調査書に部活動の活動記録が示されることについて不安に感じている生徒や保護者も一定の割合で存在している。学校の教育活動なのか、そうではないのかはっきりさせることと同時に、入試の透明性を確保するためにも分かりやすい形に整える必要性を感じている。

## 拠点校

### 1. 基礎情報

#### (1) 対象中学校の基礎情報

市内4中学校すべての学校で実施

白岡市立篠津中学校（教員数 28 生徒数 445）

白岡市立菁莪中学校（教員数 18 生徒数 132）

白岡市立南中学校（教員数 23 生徒数 366）

白岡市立白岡中学校（教員数 22 生徒数 311）



(2) 地域移行対象部活動の基礎情報

学校	種目	部員数 計	顧問教員		部活動の活動時間				計	R3.11月の週休日の 活動実績(0~8日)	部活動に必要な費用	
			専門性・経験 の有無	兼業兼職 の有無	平日 (日数、1日●分)	休日 (日数、1日●分)	計	内訳			年間合計	
篠津 中学校	剣道	22	×	×	4	60	1	180	420	2	部費：年5,000円	5,000円
	男子ソフトテニス	33	○	○	4	60	1	180	420	2	部費：年1,000円	1,000円
	野球	43	○	○	4	60	1	180	420	3	部費：年3,000円	3,000円
菁莪 中学校	男子バスケットボール	17	○	○	4	60	1	180	420	1	部費：月500円	6,000円
南 中学校	野球	17	○	○	3	60	2	180	540	1	部費：月1,000円	12,000円
	女子ソフトテニス	27	×	○	4	60	1	180	420	1		0円
	女子バレーボール	17	○	○	3	60	2	180	540	1		0円
白岡 中学校	女子ソフトテニス	19	○	○	3	60	1	180	360	1	部費：月1,000円	12,000円

2. 実践研究内容

(1) 実践課題

取り組んでいる実践課題

- ①地域の管理運営組織による部活動及び学校施設管理（責任者の設置、責任の所在、施設予約、他団体との関係、保険等）の方法
- ②持続可能な運営組織、運営体制の設立（指導者への謝金、各クラブの活動状況の把握、受益者負担の在り方等）のための方策
- ③中学校における部活動との連携に適した地域部活動の指導者の確保、教職員の異動や生徒・保護者のニーズに対応した指導者人材のマッチング
- ④地域、保護者への周知と理解に向けた説明会等の実施
- ⑤指導者の研修や評価のシステムの構築
- ⑥委託先との契約や業務分担の明確化に向けた検討
- ⑦指導者や運営団体のボランティア依存からの脱却に向けた協議と調整

課題に取り組むに至った背景・理由

白岡市は、PTAを中心とした地域の学校に対する意識や興味関心が非常に高く、協力体制を築いてきた。これは中学校の部活動においても例外ではない。また、

総合型地域スポーツクラブや各競技団体を中心とした地域スポーツ活動が盛んであり、これまでも中学校の部活動に対して、部活動ボランティア指導員等により協力をいただいていた。同時に中学校の教職員の働き方改革は早急に解決するべき課題であると考えており、双方がマッチしたことで課題に取り組むこととなった。

### 取組概要

「中学校における部活動」と「地域部活動」を併用し、お互いが連携することで、「持続可能な部活動」、「教職員の働き方改革の推進」及び「地域と学校の連携・協働活動の充実」を図ることを目的として以下の項目について取り組んだ。

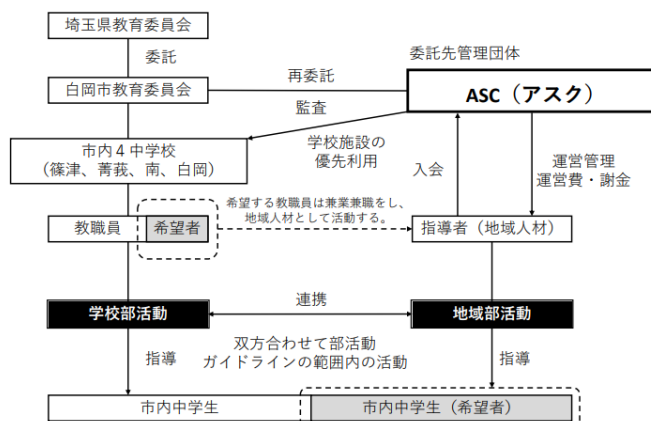
- ① 11月から市内4中学校、8つの運動部活動において土日を中心に地域部活動を展開してきた。
- ② 7月から地域部活動企画委員会を6回、有識者会議を2回開催し、部活動の地域展開に向けて協議を実施し、「白岡市における地域部活動の今後の在り方について（提言）」をまとめた。
- ③ 地域部活動を包括した「白岡市部活動指導のガイドライン」を策定した。
- ④ 来年度以降の指導者の人材確保やマッチング等における方策を関係団体等と継続的に協議している。
- ⑤ 説明会やアンケート等の実施により、生徒及び保護者に対して、さらなる理解の促進を図ることができた。

## (2) 運営体制

運営団体の属性（法人形態、沿革、事業内容）

A S C（アスク） 任意団体（NPO法人化を検討）

白岡市における地域部活動の管理運営のため、各中学校のPTAのOBを中心に令和3年に発足した。



イメージ図

## 主な事業内容

- ・ 地域部活動の管理運営
- ・ 指導者の派遣及び指導者への謝金の支払い
- ・ 指導者への研修及び評価
- ・ 実態等の調査及び報告書の作成
- ・ 各説明会等への参加

## 運営団体の確保方法

公募による選定（令和3年9月）

## 確保における課題、それに対する工夫、対応策

民間企業、NPO法人、任意団体等を含め適正を総合的に判断する必要がある。それぞれにメリットとデメリットがあることから地域の実情に応じて確保することが求められる。

## (3) 指導体制

### 指導者の基礎情報

性別	年代	種目	競技歴(年)	指導歴(年)	資格等	属性(本業)	謝金単位	謝金額(円)	確保の方法・経緯
男性	50代	剣道	46	34	剣道6段	民間企業に所属する競技・指導経験者	時間	1228	外部指導者の任用
男性	20代	剣道	12	4	剣道4段	学生(大学生・大学院生など)	時間	1228	外部指導者の任用
男性	50代	剣道	10	7	剣道3段	民間企業に所属する競技・指導経験者	時間	1228	外部指導者の任用
男性	50代	ソフトテニス	40	25	教員免許、2級審判員	非常勤講師を含む現職の学校職員	時間	1228	兼業兼職の部活動顧問の任用
女性	50代	ソフトテニス	29	15	公認上級指導員	地域スポーツクラブ(総合型クラブ、競技別クラブなど)の職員	時間	1228	外部指導者の任用
男性	30代	軟式野球	20	5	教員免許	非常勤講師を含む現職の学校職員	時間	1228	兼業兼職の部活動顧問の任用
男性	50代	軟式野球	40	10		民間企業に所属する競技・指導経験者	時間	1228	外部指導者の任用
男性	40代	バスケットボール	19	13	教員免許・D級審判	非常勤講師を含む現職の学校職員	時間	1228	兼業兼職の部活動顧問の任用
男性	30代	バスケットボール	18	6	教員免許	非常勤講師を含む現職の学校職員	時間	1228	兼業兼職の部活動顧問の任用
男性	30代	軟式野球	21	5	教員免許	非常勤講師を含む現職の学校職員	時間	1228	兼業兼職の部活動顧問の任用
男性	40代	ソフトテニス	14	8	ソフトテニス技術等級3級、2級審判	民間企業に所属する競技・指導経験者	時間	1228	外部指導者の任用
女性	20代	ソフトテニス	2	2	教員免許	非常勤講師を含む現職の学校職員	時間	1228	兼業兼職の部活動顧問の任用
男性	20代	バレーボール	2	2	教員免許	非常勤講師を含む現職の学校職員	時間	1228	兼業兼職の部活動顧問の任用
男性	50代	バレーボール	26	10		民間企業に所属する競技・指導経験者	時間	1228	外部指導者の任用
男性	60代	ソフトテニス	35	35	教員免許	教員OB・OG(定年・転職)	時間	1228	外部指導者の任用
男性	40代	ソフトテニス	14	12	教員免許、指導者登録	非常勤講師を含む現職の学校職員	時間	1228	兼業兼職の部活動顧問の任用

## 確保方法

原則として、該当中学校の校長の推薦により人材を確保した。

## 確保における課題、それに対する工夫、対応策

現時点では、特に課題はないが、実施規模の拡大により新規人材が必要な場合は、人材バンク等の新たな方策により、人材の確保が必要となることが考えられる。

## (4) 主な活動場所

### 活動場所の確保

原則として、生徒の在籍する学校施設を優先的に使用できることとした。

確保における課題、それに対する工夫、対応策

実施規模の拡大により種目数が増えた場合や合同部活動の実施により活動場所の確保することが困難になることが予想される。各学校及び体育施設を管理する部局との連携やICT機器を活用したシステムを導入して管理する必要があると思われる。

### 3. 実践研究の成果

#### (1) 成果

実践研究の結果得られた成果、他校にも横展開し得るノウハウ

「関係団体との連携体制の構築方法」「指導者の確保方策」「学校、保護者、地域の移行についての理解」「施設管理等の具体的な方策」等の内容において成果を得ることができた。すでに、小学校の児童や保護者、教職員に向けて周知しており、理解を得ることにより、本格的に実施した際にスムーズな移行が期待できる。

実践研究の結果判明した課題

実践研究の結果判明した最大の課題として、それぞれの立場で考え方が違うということであることが挙げられる。生徒、保護者、部活動に積極的な教職員、部活動に積極的ではない教職員、各学校の校長、PTA、社会体育所管課、地域連携所管課、県、教職員組合、体育協会、各競技団体、スポーツ少年団等が一つの方向に向けて共通理解のもと進めることが最も重要であると感じている。地域展開の進め方として、地域の実態に合わせた形を考えるよりも、制度としてしっかりと整備をし、文部科学省をはじめとする、行政機関が足並みを揃えることの方が重要であると思われる。

#### (2) 今後の方向性

課題に対して今後取り組むべき内容・工夫・ポイント

まず、シンポジウムや各説明会等の開催をとおして、様々な課題を共有すると同時にその課題を共通認識し、それぞれの立場で課題に対して考えることが必要となる。また、コーディネーターを設置し、運営委員会等を定期的実施するなどにより、常設的に検討する場を作ることで、多様な考え方をすり合わせる必要がある。

人材の確保のためにも人材バンクの必要も必要である。地域や大学生等の協力のもと適切な人材を確保すると同時に、ニーズにあった人材に育てていくことも検討しなければならない。

さらに費用負担については、受益者負担が望ましいが、同時に自治体に補助や助成、減免等の支援も検討である。クラウドファンディング等も視野に財源を確保する必要がある。